

告示

埼玉県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小森谷 邦男	埼玉県幸手市北一丁目二番二十号
同	奥貫 榮市	同 平須賀一丁目二百十七番地
同	野口 一栄	同 北葛飾郡杉戸町倉松二丁目十三番七号
同	海老原 葉子	同 同 大字本島二千六百六十八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	谷山 武男	埼玉県加須市北大桑六百一番地一
同	山崎 正義	同 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	林 成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	奥貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地